重　要　事　項　説　明　書

（R4.4.1）

１．担当者

生活相談員

２．相談、要望、苦情の窓口

お客様からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する相談、要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

☆　第二南陽園在宅サービスセンター相談窓口
　　電話番号　　０３－３３３４－２１４０　　担　当
　　（受付時間　月～土曜日　　８：４５～１７：３０）

☆　杉並区役所　保健福祉部介護保険課　相談調整担当
　　電話番号　　０３－３３１２－２１１１　（代表）

☆　東京都国民健康保険団体連合会　介護福祉部　介護相談指導課
　　電話番号　　０３－６２３８－０１７７　（ダイヤルイン）

３．個人情報の保護

(1) 個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守し、個人情報を適切に管理します。
ご利用者及びご家族から予め同意を得ない限り、ご利用者及びご家族の個人情報を第三者に提供しません。

(2)「浴風会個人情報保護規定」に定められた利用目的に従い、次の目的の達成に必要な限度で収集し利用します。

①介護サービスの提供に関するもの
- 介護報酬の請求その他の介護保険関係事務
- サービス提供上必要な機関への対応（サービス担当者会議等）
- 介護事故等の報告、苦情等の対応
- サービス開始及び終了時の管理

②介護サービスの提供に関するもの以外のもの
- 運営推進会議、第三者評価、実地指導等外部監査の受審
- 実習生・研修生の指導
- 法人、施設の管理運営業務（各種統計資料の作成等）

個人情報管理責任者	センター長　石渡　博幸

４．人権擁護及び虐待防止

（１）高齢者虐待防止に関する法令及びその他の規範を遵守し、お客様の人権の擁護・虐待等の発生または再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①　虐待防止受付担当者の設置
　虐待通報に対応する窓口を設置し、通報内容を確認して迅速に対応します。

②虐待防止のための指針の整備

③虐待を防止するための定期的な研修の実施

虐待防止受付窓口	窓口担当者　　生活相談員 電　　話　　０３ー３３３４ー２１４０ （月～土　９：００～１７：３０）
第二南陽園虐待防止委員会	・上記の窓口を通じ通報を受けた内容を、速やかに区市町村に報告します。 ・通報内容の事実確認を行い、改善策を検討して、その結果を通報者、区市町村に報告します。
その他の相談窓口	杉並区介護保険相談窓口　　０３ー３３１２ー２１１１ 東京都福祉サービス運営適正化委員会　　０３ー５３２６ー０８７８

５．　身体的拘束について

当事業所は、お客様又は他のお客様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他、ご利用者の行動を制限する行為は行いません。

緊急やむを得ない場合とは、切迫性・非代替性・一時性の３要件の全てを満たした場合とし、実施にあたっては身体拘束廃止マニュアルにおける「緊急やむを得ない身体拘束を実施する場合の手順」に従い適正に行うものとします。

（１）　緊急性･･････直ちに身体拘束を行わなければ、お客様本人または他のお客様の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

（２）　非代替性････身体拘束以外に、お客様本人または他のお客様の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

（３）　一時性･･････お客様本人または他のお客様の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除します。

６．運営の方針

当事業所は、要介護・要支援状態等の心身の特徴を踏まえて、お客様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらにお客様の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な支援を行います。

事業の実施にあたっては関係区市、地域の保健･医療･福祉のサービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

７．第二南陽園在宅サービスセンター概要

⑴ ご提供できるサービスの種類及び地域

名称	第二南陽園在宅サービスセンター
所在地	杉並区高井戸西１ー１２ー１
事業所番号	通所介護・介護予防通所事業 東京都指定１３７１５００７４３号
電話番号	０３ー３３３４ー２１４０
サービス提供対象地域	杉並区南部
送迎実施地域	松庵１ー３丁目、宮前１ー５丁目 西荻南１ー４丁目、久我山１ー５丁目、高井戸西１ー３丁目 高井戸東１ー４丁目、上高井戸１ー３丁目、永福２ー３丁目 下高井戸２ー５丁目、浜田山１ー４丁目

※送迎は、車輌・運転手共に委託業者となります。往復とも職員が添乗いたします。

※対象地域外でも、ご家族が送迎をなさる前提であれば、サービス提供が可能です。

※可能な限りご要望にお応えします。

(2)実施時間

営　　業　　日	月曜日～土曜日（定休日：日曜日、１２月２９日～１月３日）
営　業　時　間	８時３０分～１７：３０
サービス提供時間	８時４５分～１７：３０

(3)設備の概要

定　員	食堂兼活動室	静養室	相談室	特殊浴室	送迎車
３０名	１７１．３㎡	１室	１室	１室	２台

(4)職員体制

従業者の職種	員　　数
管　　理　　者	１名
相　　談　　員	４名（専従１名、兼務１名、非常勤２名）
事　務　職　員	１名（非常勤）
看　護　職　員	４名（専従１名、兼務１名、非常勤３名）
機能訓練指導員	１名（兼務）
管理栄養士	１名（非常勤）
介　護　職　員	８名

８．サービス内容

身　体　介　護	お客様の日常生活動作能力により、必要な支援及びサービスを提供します。 ・排泄、移動、移乗の介助、その他必要な身体の介助
入　　浴	家庭において入浴することが困難なお客様に対して、入浴サービスを提供します。（要介護１～５の方に限る） ・衣類着脱の介助、身体の清拭、整髪、洗身 ・その他必要な入浴の介助
食　　事	食事を希望するお客様に対して必要な食事サービス（昼食・おやつ）を提供します。 ・食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助 ・その他必要な食事のお手伝い
機　能　訓　練	生活機能を生かした支援を通じて、身体機能の低下を防止するよう努めます。
アクティビティ	お客様が生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティサービスを実施します。これらの活動を通じて仲間作り、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図ります。 ・アクティビティ　　書道、刺し子、手工芸、絵手紙、他 ・レクリエーション　体操、音楽活動、制作活動、行事活動
送　　迎	送迎を必要とするお客様に対し送迎サービスを提供します。送迎車輌には職員が添乗し、必要な介助を行います。 ・移動、移乗の介助、その他必要な送迎の介助
相談・助言	お客様及びそのご家族に、日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。 ・疾病や障害に関する理解を深めるための相談・助言 ・日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談・助言 ・自助具や福祉機器、住宅環境の整備に関する相談・助言 ・その他住宅生活全般にわたる必要な相談・助言

９．利用料金

ご利用料金は、負担割合証に示された負担割合相当分の基本サービス利用料、加算利用料の合計額で、契約書別紙のとおりとなります。

なお、ご利用中に介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて契約書別紙を更改させていただきます。

その他、希望されたお客様は、食費（昼食代、おやつ代）を契約書別紙のとおりご負担いただきます。

１０．サービスのご利用方法

(1) ご利用開始の手続き

居宅サービス計画または介護予防サービス支援計画書の作成を依頼されている方は、担当の介護支援専門員にご相談のうえお申し込み下さい。居宅サービス計画または介護予防サービス支援計画書を自己作成されている方は、直接当事業所へお申し込み下さい。

(2) サービス終了の手続き等

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望される日の１週間前までに、文書でお申し出下さい。

②当法人の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了の１ヶ月前までに文書で通知致します。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

・お客様が介護保険施設に入所した場合。
・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が非該当（自立・要支援１・２）と認定された場合。
・お客様がお亡くなりになった場合。若しくは被保険者資格を喪失した場合。

④その他

下記の場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合。
・守秘義務に反した場合。
・お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
・やむを得ない事情により施設を閉鎖・縮小等する場合。

下記の場合、文書で通知することにより、即座に契約を終了させて頂く場合がございます。

・お客様がサービス利用料金の支払いを２ヶ月以上遅延し、料金を支払うようよう催告したにもかかわらず７日以内に支払わない場合。
・お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合。
・お客様が入院もしくは病気等により、おおむね１ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であるのが明らかになった場合。
・お客様やご家族などが当センターや当センターのサービス従業者又は他のお客様に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

１１．　サービス提供の記録

（１）指定通所介護サービス及び指定介護予防通所事業の提供に関する記録を作成し、指定通所介護サービスは契約終了後２年間、指定介護予防通所事業は５年間保管します。

（２）お客様本人及びご家族は、お客様自身に関する施設サービス実施記録の閲覧を申し出る

ことができます。

（３）お客様本人及びご家族は、お客様自身に関する施設サービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

１２．　衛生管理等について

（１）お客様の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

（２）当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する「感染対策委員会」をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。

② 事業所における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」を整備しています。

③ 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施します。

①から③までのほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行います。

１３．サービスご利用に当たっての留意事項

(1) 送迎の連絡体制

送迎バスにはそれぞれ携帯電話が備えてあります。電話番号は送迎バス時刻表をご参照ください。また、台風、大雪等の天候により、送迎バスの運行ができない場合があります。その際には当センターより、電話にてご連絡致します。

(2) 体調確認と体調不良の場合の対応

毎日、看護職員が確認します。また、測定値は連絡帳にてお伝えします。また、体調不良によって、ご家族にお迎えに来て頂く場合がございます。

(3) 食事内容

管理栄養士が計画し、委託事業者が調理します。食事形態は、ご本人、ご家族と相談のうえ、状態も加味して決定致します。

(4) 服装

機能訓練、レクリエーション等の活動がありますので、履きなれた靴、お体に合った服装でお越し下さい。

１４．緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、緊急連絡先、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

緊急連絡先

連絡順	連絡者ご氏名	続柄	ご　住　所	電　話（ご自宅、携帯、会社等）
1				
2				
3				

主治の医師もしくは歯科医師

病院名	
医師名	
住　　所	
電話番号	

１５．非常災害対策

緊急時の対応	第二南陽園防災規程に基づき行います。
防　災　設　備	緊急時は「直接火災通報装置」が自動的に働き、消防署へ通報するシステムとなっております。
防　災　訓　練	防災訓練：年６回、避難訓練：年３回、通報連絡訓練：年３回実施します。
防火管理者	第二南陽園管理部長　上原　一朗

１６．　事業継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、お客様に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（第二南陽園事業継続計画）を策定し、当該計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 職員に対し、第二南陽園事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 適時、第二南陽園事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて第二南陽園事業継続計画の変更を行います。

１７．　地域との連携

運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。

１８．　サービスの第三者評価

第三者による評価の実施状況　　なし
当該結果の開示状況　　なし

１９．　事故発生時の対応方法について

お客様に対する指定通所介護及び指定介護予防通所事業の提供により事故が発生した場合は、杉並区、お客様ご家族、お客様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、お客様に対する指定通所介護及び指定介護予防通所事業の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

２０．賠償責任保険について

第二南陽園在宅サービスセンターは、次の賠償責任保険に加入しております。

契　約　関　係	①　保険契約者　　東京都社会福祉協議会 ②　被保険者　　第二南陽園在宅サービスセンター ③　保険者　　東京海上日動火災保険(株)
契 約 保 険 名	①　事業者損害賠償責任保険 ②　傷害見舞金補償保険

２１．浴風会の概要

法 人 の 名 称	社会福祉法人　浴風会
法 人 の 所 在 地	東京都杉並区高井戸西１丁目１２番１号
代　表　者　名	理事長　寺尾　徹
設 立 年 月 日	大正１４年１月１５日
定 款 に 定 め て い る 主 な 事 業	第一種社会福祉事業 （１）養 護 老 人 ホ ー ム　浴　風　園 （２）特別養護老人ホーム　南　陽　園 （３）特別養護老人ホーム　第二南陽園 （４）特別養護老人ホーム　第三南陽園 （５）軽 費 老 人 ホ ー ム　浴風会松風園 （６）軽 費 老 人 ホ ー ム　浴風会ケアハウス 第二種社会福祉事業 （１）老人居宅介護等事業 浴風会ヘルパーステーション （２）老人デイサービス事業 南陽園在宅サービスセンター （３）老人デイサービス事業 第二南陽園在宅サービスセンター （４）老人短期入所事業　南　陽　園 （５）老人短期入所事業　第二南陽園 （６）老人短期入所事業　第三南陽園 （７）認知症対応型老人共同生活援助事業 浴風会グループホームひまわり （８）障害福祉サービス事業 浴風会ヘルパーステーション （９）浴風会病院（10）介護老人保健施設　くぬぎ （11）認知症介護研究・研修東京センター 公益事業

	（１）地域包括支援センター 杉並区地域包括支援センター・ケア２４高井戸 （２）居宅介護支援事業 浴風会居宅介護支援事業所 （３）介護人材の育成事業 浴風会ケアスクール （４）小規模型事業所内保育事業 よくふう保育園

令和３年８月１日

通所介護及び介護予防通所事業のサービス提供にあたり、お客様並びにご家族に対して、契約書及び書面に基づき重要事項を説明いたしました。

令和　　年　　月　　日

【事業者】（事業所番号１３７１５００７５０）
住　所　東京都杉並区高井戸西１ー１２ー１
名　称　南陽園在宅サービスセンター

代表者名　　センター長　石渡　博幸　　印

説明者名　　生活相談員　　印

私は、契約書及び本書面により、事業者から第二南陽園在宅サービスセンターについて重要事項の説明を受けました。

【お客様本人】
住　所

氏　名

【ご家族様】
住　所

氏　名